

令和元度事業計画

昨年は国際的に地球環境問題の議論が活発になり、国内でも第5次エネルギー基本計画が閣議決定され、2030年を目標に温暖化効果ガス26%削減をまた2050年を目標に温暖化効果ガス80%削減を目指し、エネルギーミックスの着実な実現と脱炭素化への取り組みの方向性が示されました。

国内では、様々な自然災害に見舞われました。6月の大阪北部地震や7月の西日本豪雨などの、日本列島を縦断した台風による暴風雨は人的被害と併せて交通網や生活インフラに多大な損傷を生じさせました。特に9月の北海道胆振東部地震では、北海道のほぼ全域で電力が止まる「ブラックアウト」が起こり、改めてエネルギー分散化の必要性を痛感させました。今後もいつ起こるかわからない地震や風水害等自然災害に備え、早急な対応が求められています。

近年LPガスは災害発生時の混乱した状況下でも分散型のエネルギー源として高い評価を受け、「災害時のエネルギー供給の最後の砦」として大いに期待されています。しかし、LPガス業界を取り巻く環境は電力・都市ガス小売り全面自由化に伴うエネルギー間競争も激しく、少子高齢化や需要量減少、労働力不足等非常に厳しい状況が続いています。

そのような中、小池都知事は熱中症対策として災害時に避難所になる公立学校等の体育館に空調設置を補正予算で進めると表明しました。そのため当協会では、昨年11月に「LPガスGHP導入総決起大会」を開催し、

- (1) GHP導入に向けての動向
- (2) GHP導入事例・提案について
- (3) LPガス設備について

など情報の共有化を語り、参加者全員で大会宣言をいたしました。その後都庁を訪ねて小池都知事に対し、災害時に避難所となる学校体育館等への空調や発電機、炊き出しに利用できるLPガスの導入が必要不可欠であることを訴え「要望書」を提出致しました。昨年度、追加配備されたMCA無線機等を活用し、これからも「災害時に都民のお役に立つ」エネルギー源としての使命を携えて活動をしてまいります。

2019年度は東京都の各市区町村に対し、東京都LPガス協会本部及び各支部と全会員が一丸となって、防災協定締結・体育館等へのGHPや発電機の導入により「LPガスの常設常用」の一層の働き掛けを行って参ります。

一方、全国LPガス協会主導で行っております「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」と「需要開発推進運動」への協力参加とともに、昨年ワースト3になってしまいましたLPガス標準料金の公表に努め、取引適正化・料金透明化の推進に尽力して参ります。LPガスの事故件数は全国的に低位で推移しておりますが、東京都管内では2018年は昨年より4件増加の11件と増加しておりますので、事故減少に務めて参ります。

2019年度の事業計画は、上記の事柄を踏まえお客様にLPガス選択して使って頂けるよう以下の諸事業を推進して参ります。

1. 保安対策事業

① 保安講習会の実施

液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安教育の講習会を開催し、受講者に対して、保安意識の更なる向上に努める。

② 「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」の実施

2015年度から3年計画で実施している「LPガス安全応援推進運動“すべてはお客様の安心のために”」が2017年度終了により、2018年度からは、「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」を3年間実施しています。前運動と同様に、都道府県協会が独自に事故防止対策を打ち出すことを軸として、重大事故（B級以上の事故）ゼロ及びCO中毒事故件数ゼロを目標に掲げ、全国統一の展開を図ります。

保安対策内容は別紙1のとおり。

③ 「自主保安活動チェックシート」の実施

LPガス安全安心応援推進運動の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、保安意識の向上と保安の確保に努め事故ゼロを目標に実施する。

④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策

LPガス製造施設において自主点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。

⑤ LPガス放置容器の回収処理

都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。

2. 需要促進事業

災害時に多くの被災者が避難生活を送る学校体育館等へLPガスのGHP普及は必要不可欠であることを強く訴え、東京都の熱中症対策などを追い風にGHP導入に努める。また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し

「より多くのお客様にLPガスをお届けする」この目標を実現するため、「進化するLPガス」、「究極のライフラインLPガス」、「人を育むLPガス」の3本の矢、そして、「LPガスワンランクアップキャンペーン」を更に推進し需要拡大を図る。

3. 高圧ガス保安協会関連事業

① 東京都液化石油ガス教育事務所事業

高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として、資格者養成と技術向上を図るため各種資格取得講習及び検定試験並びに再講習を実施する。講習会等の予定は別紙2のとおり。

② 東京都液化石油ガス試験事務所事業

高圧ガス保安協会より委託された高圧ガス試験（液化石油ガス関係）を高圧ガス保安協会東京都試験事務所として実施する。

4. 販売事業者指導支援事業

お客様相談所を協会内に開設し、LPガス消費者から寄せられるLPガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。

また、LPガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のLPガスに対する意識向上に繋がるよう努める。

5. 取引適正化推進事業

会員事業者のLPガス標準料金公表に協力し、販売指針に基づく取引の適正

化を推進する。

各県協会と連携し特商法違反やLPガス切替勧誘に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、LPガス取引適正化を推進する。

お客様に対する注意喚起チラシの活用を引き続き支部を通して、会員に周知する。

6. 競合エネルギー対策の推進事業
競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に必要な情報提供が出来る様努める。
7. 広報活動事業
広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。
8. 高圧ガス防災訓練への協力参加
東京都高圧ガス地域防災協議会のLPガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を目的に、2019年度東京都高圧ガス防災訓練に参加する。
9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加
法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。
10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保
東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用MCA無線により、定期的に通信訓練を行い、当協会と東京都の災害発生時等の情報連絡を確保する。
11. 石油ガス地域防災対応体制整備事業
経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。
12. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦
永年に亘り、LPガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会等に推薦する。
13. 行政庁及び関係団体への協力
行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。
14. 協会組織の検討
協会の組織体制の充実及び事務合理化の推進を図る。
15. 登録、認定、届出等の指導業務
会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務を行う。
16. 賠償責任保険その他関連業務
液化石油ガス法に基づくLPガス賠償責任保険及びオートガススタンド保険や個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約の付保業務並びにLPガスライフ応援制度の受付業務を行う。
17. 区市長村との災害協定締結事業
東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。